

瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会「サイクリングしまなみ」
ロゴマーク等使用取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が定めた「サイクリングしまなみ」（以下「大会」という。）のロゴマーク及びロゴタイプ（以下「ロゴマーク等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(権限)

第2条 大会ロゴマーク等に関する一切の権限は、実行委員会が所有する。

(公共目的による使用)

第3条 大会ロゴマーク等の使用について、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、実行委員会は公共目的と認め、無償で使用させることができるものとする。

- (1) 資料又は無償で交付される記念品等についての使用であって、大会の開催、愛媛・広島両県の自転車施策（以下「両県の自転車施策」）の推進又は愛媛県が提唱する「自転車新文化」（以下「愛媛自転車新文化」という。）の普及に寄与すると認められるとき。
- (2) 出版物についての使用であって、大会、両県の自転車施策及び愛媛自転車新文化に関する啓発内容を掲載すると認められるとき。
- (3) 一般への大会、両県の自転車施策及び愛媛自転車新文化に対する理解や普及を図るため、その普及資料等を展示するものと認められるとき。
- (4) 実行委員会からの広報啓発活動への協力依頼に基づき使用するとき。
- (5) 大会、両県の自転車施策及び愛媛自転車新文化に関する報道に使用するとき。
- (6) その他実行委員会が大会、両県の自転車施策及び愛媛自転車新文化の開催に寄与すると認めるとき。

(公共目的による使用の申請)

第4条 大会ロゴマーク等を公共目的により使用しようとする者は、あらかじめ大会ロゴマーク等公共目的使用許可申請書（様式第1号）を実行委員会に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者が使用するとき、これを省略することができる。

- (1) 国又は地方公共団体（公社等を含む。）
- (2) 報道機関
- (3) その他実行委員会が特に適当と認める者

2 前項第1号及び第3号のいずれかに該当する者が大会ロゴマーク等を公共目的により使用したときは、使用した月の翌月までに大会ロゴマーク等公共目的使用報告書（様式第2号）を実行委員会に提出するものとする。

(公共目的による使用の許可)

第5条 実行委員会は、前条の規定による許可申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、大会ロゴマーク等の公共目的による使用を許可するものとする。

- (1) 大会の趣旨に反するおそれがあるとき。
- (2) 法令及び公序良俗に反するものと認められるとき。
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがあるとき。

- (4) 大会ロゴマーク等を正しい使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。
- (5) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (6) 使用目的が明らかでないとき。
- (7) その他実行委員会が不相当と認めるとき。

2 実行委員会は、前項の規定による許可をするときは、許可番号を付した上で大会ロゴマーク等公共目的使用許可書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 実行委員会は、第1項の規定による許可に際し、条件を付することができる。

4 実行委員会は、第1項の規定による許可をしないときは、大会ロゴマーク等公共目的使用不許可書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

（商業目的による使用）

第6条 大会ロゴマーク等を商品、景品及び広告等、収益を上げることを目的として作成され、又は提供される物件等に使用する場合は、実行委員会は商業目的と認め、有償で使用させることができるものとする。

（商業目的による使用の申請）

第7条 大会ロゴマーク等を商業目的により使用しようとする者は、あらかじめ大会ロゴマーク等商業目的使用承認申請書（様式第5号）を実行委員会に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者が使用するときは、これを省略することができる。

- (1) 大会への協賛企業が、その権益または実施に付帯して使用するとき。
- (2) 実行委員会が行うセールス活動において大会ロゴマーク等のデータの配布を受けた旅行会社等が、その仕様を変更することなく旅行パンフレット等に使用するとき。
- (3) その他実行委員会が特に適当と認める者

（商業目的による使用の許可）

第8条 実行委員会は、前条の規定による許可申請があったときは、その内容が第5条第1項各号のいずれかに該当するときを除き、大会ロゴマーク等の商業目的による使用を承認するものとする。

2 実行委員会は、前項の規定による許可をするときは、許可番号を付した上で、大会ロゴマーク等商業目的使用許可書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 実行委員会は、第1項の規定による許可に際し、条件を付することができる。

4 実行委員会は、第1項の規定による許可をしないときは、大会ロゴマーク等商業目的使用不許可書（様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。

（商業目的による使用に係る使用料）

第9条 大会ロゴマーク等の商業目的による使用の許可を受けた者は、別表に定めるところにより算定した額を使用料として実行委員会に納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、実行委員会は使用料を免除することができる。

- (1) 第4条第1項第1号、第7条第1項第1号及び第2号に該当するとき。
- (2) その他実行委員会が特別な事情により必要があると認めるとき。

2 前項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、第7条に規定する許可申請の際に、大会ロゴマーク等使用料免除申請書（様式第8号）を実行委員会に提出しなければならない。ただし、第7条第1項第1号及び第2号のいずれかに該当する場合は、これを省略することができる。

3 実行委員会は、前項の規定による申請が第1項のいずれかに該当すると認めるときは、大会ロ

ゴマーク等使用料免除許可書（様式第9号）により、当該申請者に通知するものとする。

4 実行委員会は、第2項の規定による申請が第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、大会ロゴマーク等使用料免除不許可書（様式第10号）により、当該申請者に通知するものとする。

5 第1項の規定に基づく使用料は、前条第2項に規定する通知の日から起算して、30日以内（振込期限の日が金融機関の休業日の場合はその翌日）に実行委員会が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

なお、振込手数料については、当該許可を受けた者が負担するものとする。

6 納付された使用料は、返還しない。

（使用上の遵守事項）

第10条 大会ロゴマーク等を使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）許可された用途にのみ使用し、及び許可条件に従うこと。

（2）許可を受けた権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

（3）別に定める規格及びカラーに従って適正に使用すること。

（4）原則として、大会ロゴマーク等を使用する物件に許可番号を付記すること。ただし、その形状等から許可番号を付記することが困難な場合は、この限りでない。

（5）大会ロゴマーク等を使用する物件の完成見本を速やかに実行委員会に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

（6）大会ロゴマーク等を使用した物件の使用に当たっては、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。事故等が発生した場合は、誠意をもって必要な措置を講じた上、直ちに実行委員会に報告すること。

なお、当該物件を原因とする事故に対しては、実行委員会は一切の責任を負わない。

（7）使用許可された物件について、商標及び意匠登録の出願をしないこと。

（使用期限）

第11条 大会ロゴマーク等の使用期限は、使用を許可した日から、原則として平成29年3月31日までとする。

（許可内容の変更）

第12条 使用者が、許可された内容について変更しようとする場合は、あらかじめ大会ロゴマーク等使用内容変更申請書（様式第11号）を実行委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 実行委員会は、使用を許可した内容の変更を許可するときは、大会ロゴマーク等使用内容変更許可書（様式第12号）により、当該使用者に通知するものとする。

3 実行委員会は、使用を許可した内容の変更を許可しないときは、大会ロゴマーク等使用内容変更不許可書（様式第13号）により、当該使用者に通知するものとする。

4 第1項の申請については、第3条から前条まで（第7条を除く。）の規定を準用する。

（実地調査等）

第13条 実行委員会は、必要があると認めたときには、大会ロゴマーク等の使用状況及び使用実績の確認調査を実施する。その際、使用者は、確認のために必要な帳簿などの記録に基づく説明を行い、また、調査事項に関して実行委員会が資料等の提出を求めたときには、誠実にこれに応じなければならない。

(許可の取消し)

第14条 実行委員会は、使用者が本取扱要領及び許可内容に違反していると認められる場合は、使用条件の変更を求めるほか、当該許可を取り消し、当該許可に係る物件の回収を命ずることができる。

2 前項の規定により許可を取り消された使用者は、当該許可に係る物件を使用してはならない。

3 第1項の規定により当該許可に係る物件の回収を命ぜられた使用者は、速やかに当該許可に係る物件を回収しなければならない。

4 実行委員会は、許可を得ずに大会ロゴマーク等を使用している者又は使用しようとしている者に対して、その大会ロゴマーク等の使用停止及び使用に係る物件の回収を求める等適切な措置をとることができる。

5 実行委員会は、前各号の規定による許可の取消し等により使用者等に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(損失補償等の責任)

第15条 実行委員会は、大会ロゴマーク等の使用に係る損失の補償等について、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、大会ロゴマーク等の使用の取扱いについて必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年12月1日から施行する。

(別表)

分類	内容	使用料
商品	販売を目的として製造する物品及びその物品の広告	小売価格（消費税及び地方消費税を含まない。）×製造個数×3%
景品	商品等の販売促進を目的とした物品及びその物品の広告	製造価格×製造個数×3%
広告	商品、事業等の情報を広く宣伝するもの	制作費用×3%
その他		別途決定する額

瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会実行委員会
会長 様

申請者住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名） ⑩
連絡先（担当者名、電話番号）

大会ロゴマーク等公共目的使用許可申請書

下記のとおり、大会ロゴマーク等を使用したいので、瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会「サイクリングしまなみ」ロゴマーク等使用取扱要領第4条第1項の規定により申請します。
なお、使用にあたっては、同要領に定める事項を遵守します。

記

1 申請内容

使用ロゴマーク等	
使用目的	
使用対象物件	
使用方法	（種類・規格・数量等）
使用期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
作成数	

2 添付書類

- ・企画書（デザイン、レイアウト図、原稿、設計図等）
- ・申請者の概要が分かるもの（2回目以降は、内容に変更がなければ省略可）
- ・その他参考となる資料

瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会実行委員会
会長 様

申請者住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名） ⑩
連絡先（担当者名、電話番号）

大会ロゴマーク等公共目的使用報告書

下記のとおり、大会ロゴマーク等を使用したので、瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会「サイクリングしまなみ」ロゴマーク等使用取扱要領第4条第2項の規定により報告します。

記

1 使用内容

使用ロゴマーク等	
使用目的	
使用対象物件	
使用期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
作成数	
許可年月日	
許可番号	

※許可年月日及び許可番号については、申請による許可を受けたもののみ記入すること。

※使用対象物件が複数ある場合は、一覧表（様式任意）による報告も可。

2 添付書類

- ・使用状況が分かる写真等
- ・その他参考となる資料

様

瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会実行委員会
会長

大会ロゴマーク等公共目的使用許可書

平成 年 月 日付けで申請のあった、大会ロゴマーク等の使用について、瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会「サイクリングしまなみ」ロゴマーク等使用取扱要領第5条第2項の規定により下記のとおり許可します。

記

- 1 許可内容は、大会ロゴマーク等公共目的使用許可申請書のとおりとする。
- 2 瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会「サイクリングしまなみ」ロゴマーク等使用取扱要領を遵守すること。
- 3 許可番号を付記すること。
許可番号 瀬国サ実承認第 号
- 4 使用期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。
- 5 条件

※「5 条件」は、許可に際し、条件を付する場合に記載。

様

瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会実行委員会
会長

大会ロゴマーク等公共目的使用不許可書

平成 年 月 日付けで申請のあった、大会ロゴマーク等の使用については、下記の理由により不許可とします。

記

- 1 不許可対象物件
- 2 不許可とする理由

瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会実行委員会
会長 様

申請者住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）
連絡先（担当者名、電話番号）

⑩

大会ロゴマーク等商業目的使用許可申請書

下記のとおり、大会ロゴマーク等を使用したいので、瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会「サイクリングしまなみ」ロゴマーク等使用取扱要領第7条の規定により申請します。
なお、使用にあたっては、同要領に定める事項を遵守します。

1 申請内容

使用ロゴマーク等			
使用目的			
使用対象物件			
使用方法	（種類・規格等）		
商品名			
使用期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
使用料 （小数点以下切り捨て）	商品	価格 ① ※1	円
	又は	製造個数 ②	
	景品	総額 ③ (①×②)	円
	広告	制作費用 ④	円
	使用料 (③又は④×3%)		円

※1 商品の場合は小売価格（消費税等賦課前）、景品の場合は製造価格を記載。

2 添付書類

- ・企画書（デザイン、レイアウト図、原稿、設計図等）
- ・申請者の概要が分かるもの（2回目以降は、内容に変更がなければ省略可）
- ・その他参考となる資料

様

瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会実行委員会
会長

大会ロゴマーク等商業目的使用許可書

平成 年 月 日付けで申請のあった、大会ロゴマーク等の使用について、瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会「サイクリングしまなみ」ロゴマーク等使用取扱要領第8条第2項の規定により下記のとおり許可します。

記

- 1 許可内容は、大会ロゴマーク等商業目的使用許可申請書のとおりとする。
- 2 瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会「サイクリングしまなみ」ロゴマーク等使用取扱要領を遵守すること。
- 3 許可番号を付記すること。
許可番号 瀬国サ実承認第 号
- 4 使用期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。
- 5 使用料
振込先：
振込金額：
振込期限：
- 6 条件

※「6 条件」は、許可に際し、条件を付する場合に記載。

様

瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会実行委員会
会長

大会ロゴマーク等商業目的使用不許可書

平成 年 月 日付けで申請のあった、大会ロゴマーク等の使用については、下記の理由により不許可とします。

記

- 1 不許可対象物件
- 2 不許可とする理由

平成 年 月 日

瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会実行委員会
会長 様

申請者住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

⑩

連絡先（担当者名、電話番号）

大会ロゴマーク等使用料免除申請書

瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会「サイクリングしまなみ」ロゴマーク等使用取扱要領第9条第2項の規定により、下記のとおり使用料の免除を申請します。

記

免除を申請する理由

様式第9号（第9条第3項関係）

第 号
平成 年 月 日

様

瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会実行委員会
会長

大会ロゴマーク等使用料免除許可書

平成 年 月 日付けで許可（許可番号 瀬国サ実承認第 号）した大会ロゴマーク等の使用に係る使用料については、瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会「サイクリングしまなみ」ロゴマーク等使用取扱要領第9条第3項の規定により、免除します。

第 号
平成 年 月 日

様

瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会実行委員会
会長

大会ロゴマーク等使用料免除不許可書

平成 年 月 日付けで申請のあった、大会ロゴマーク等の使用に係る使用料の免除については、下記の理由により不許可とします。

記

- 1 不許可対象物件
- 2 不許可とする理由

平成 年 月 日

瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会実行委員会
会長 様

申請者住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

⑩

連絡先（担当者名、電話番号）

大会ロゴマーク等使用内容変更申請書

平成 年 月 日付けで許可（許可番号 瀬国サ実承認第 号）を受けた内容について、下記のとおり変更したいので、瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会「サイクリングしまなみ」ロゴマーク等使用取扱要領第12条第1項の規定により申請します。

なお、変更後の使用にあたっては、同要領に定める事項を遵守します。

記

変更内容

第 号
平成 年 月 日

様

瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会実行委員会
会長

大会ロゴマーク等使用内容変更許可書

平成 年 月 日付けで申請のあった、許可番号 瀬国サ実承認第 号の大会ロゴマーク等の使用内容の変更について、瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会「サイクリングしまなみ」ロゴマーク等使用取扱要領第12条第2項の規定により下記のとおり許可します。

記

- 1 変更許可内容は、大会ロゴマーク等使用内容変更許可申請書のとおりとする。
- 2 瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会「サイクリングしまなみ」ロゴマーク等使用取扱要領を遵守すること。

第 号
平成 年 月 日

様

瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会実行委員会
会長

大会ロゴマーク等使用内容変更不許可書

平成 年 月 日付けで申請のあった、許可番号 瀬国サ実承認第 号の大会ロゴマーク等の使用内容の変更については、下記の理由により不許可とします。

記

不許可とする理由